

①<条例素案>

(職員の責務)

第 3 条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、正当な理由なく一部に対して有利又は不利な取扱い等不当な扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って、公正に職務を執行しなければならない。

2 職員は、自らの行動が市全体の信用に影響を及ぼすことを常に認識し、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、不当な要求等に対してはこれを拒否する等きぜんとして対応しなければならない。

②<横山委員 提案>

(職員の責務)

第 3 条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、公共の利益のために公正な態度で職務を執行しなければならない。

2 職員は、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務の遂行にあたっては、法令を遵守の認識のもと、市民に業務に関する十分な説明を行い、理解を得るように努めなければならない。

4 職員は、公正な職務の遂行を損なうおそれのある情報を除き、積極的に情報提供しなければならない。

③<事務局 修正案>

(職員の責務)

第 3 条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、公共の利益のために公正な態度で職務を執行しなければならない。

2 職員は、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、法令遵守の認識のもと、市民に対して業務についての十分な説明を行い、理解を得るように努めなければならない。

4 職員は、公正な職務の遂行を損なうおそれのある情報又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を除き、積極的に情報を提供しなければならない。